

(2)水道利用者の減・断水被害額

節水率別の影響人口（給水人口、減・断水被害発生人口等）に、被害原単位と制限日数を乗じて算定する。なお、ここでの被害原単位は、一定の条件設定のもとで定めたものであるが、当該事業者において、独自の算定結果があれば、根拠を明示して使用することは差し支えない。

表V-3-3-8 生活用の減・断水被害額の算定方法

給水制限率 (%)	影響人数 (人) ①	被害原単位 (円/人・日) ②	制限日数 (日) ③	被害額 (円) ①×②×③
0 (2.5以下)		0		
5 (2.5超 7.5以下)		9		
10 (7.5超 12.5以下)		18		
15 (12.5超 17.5以下)		133		
20 (17.5超 22.5以下)		247		
25 (22.5超 27.5以下)		313		
30 (27.5超 32.5以下)		379		
35 (32.5超 37.5以下)		870		
40 (37.5超 42.5以下)		1,360		
45 (42.5超 47.5以下)		1,710		
50 (47.5超 52.5以下)		2,060		
100 (断水)		7,428		
合 計	—	—	—	

(注1)被害原単位は平成18年度価格

(注2)50%以上の高率制限給水の場合には、100%値と50%値を直線補間し設定する。